

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和2年第3回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年5月15日（金）		
開催時間	午後1時00分 ～ 午後1時12分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	宮本 博之 学校運営部長	半貫 陽子 学務課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	荒井 広幸 教育指導部長 田巻 正義 学力定着推進課長 吉川 正 教育指導部長 森田 剛 学校支援課長 臺 富士夫 学校施設課長 松野 美幸 子ども家庭部長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 川口 真澄 待機児対策室長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 楠山 慶之 教育相談課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 森 太一 教育政策課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 本岡 寛子 教育改革担当部長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 田中 靖夫 学校改築担当部長 菊地 崇 子ども政策課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 下河邊 純子 青少年課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年5月15日

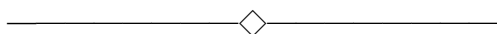
## 第3回足立区教育委員会臨時会

午後1時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第3回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それではこれからご審議いただきます日程第1、第44号議案、日程第2、第45号議案は、関連する議案ですので、一括で審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第44号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」、日程第2、第45号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第44号議案、第45号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 第44号議案と第45号議案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的理由により大学等への就学が困難となっている方を対象に、足立区育英資金制度におきまして、緊急対策を実施するために必要な規定を整備するための条例改正と規則改正でございます。

条例改正と規則改正の内容は、4ページと8ページの説明資料に記載の通りでございますが、今般実施する緊急対策の全体像をご理解いただくため、資料10ページに基づいてご説明

をさせていただきます。

実施する緊急対策は3つを予定しております。まず1つ目は、すでに大学等を卒業し、社会人となって育英資金を返済している約590名を対象に、最大1年間返済を猶予する対策でございます。毎月15日までの申し出受付分について、当月分から令和3年5月分までを返済猶予いたします。手続きを簡素化致しまして、申し出書の提出のみで可いたします。

2つ目は、大学等の在校生で新規に貸付を希望する方を対象に、1年分の貸付金を一括で貸し付ける特別貸付を実施する対策でございます。貸付金額は記載のとおりで、先着100名まで随時受付いたします。

3つ目は現在育英資金を借りている大学等の在校生約100名を対象に、追加で10万円を貸付、その10万円は正規の修業年限で卒業すれば返済を免除するという対策でございます。これらの対策のうち、1つ目の対策は要綱の一部改正で実施することが可能でございますが、2つ目の対策は、育英資金条例施行規則の一部改正が必要であり、また、3つ目の対策は育英資金条例の一部改正と同条例施行規則の一部改正が必要となります。条例改正と規則改正の施行年月日は条例公布の日からでございます。説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第44号議案、第45号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

河本委員。

○河本委員 新型コロナウイルス対策ということで、新たにこうした育英資金で救ってあげられる子がたくさんいることは良いと思っておりますが、スピード感をもってやっていただきたいと思っております。申請を出してからどのくらいの期間で本人へお金が渡ることになるのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 2番の特別貸付につきましては、育英資金の審議会を通す必要がございますけれども、審議会後、速やかにお支払いをする予定となっております。遅くとも1か月から1か月半後には、必要な方に支払いができる予定で進めていきたいと考えております。

○教育長 今回、1番と3番は先に申請書を送ってしまうので、返送していただければいいということで、手続きが非常に簡素化されております。

他、何かございますか。

近藤委員。

○近藤委員 非常に、重要な対応方法と思います。それで、2番と3番ですが、それぞれ大学、短大、専門学校の在校生100名となっておりますが、こちらではだいたいどれくらいの人数を見込んでいるのでしょうか。良い対応であるため、希望者にはこの対応が取れると良いと思えました。

○教育長 学務課長。

○学務課長 2番の特別貸付につきましては、これまでも貸付制度がございました。通常であれば、令和2年度は高校生と大学生合わせて80名の貸付の募集をする予定でしたが、その辺の数字を勘案して今回は大学生だけですけれども、100名の貸付となっております。3番の100名に関しましては、約100名と書いてございますが、今貸し付けを受けている方が113名おりますので、この方々を対象にしております。

○教育長 3番につきましては足立区育英資金の貸付を受けている全員の方が対象です。貸付を受けている、大学生、短大生あるいは専門学校生で、もう辞めようかなと思っている方に10万円を支給し、踏みとどまって欲しいと思います。

2番の100名ですけれども、希望者が100名を超えるような時は考えたいと思っております。国の方も奨学金の随時貸し付けを始めてい

るので、そこから漏れる、例えば成績が少し足りないとかいう方がいれば、足立区で救えるのではないかなと思っています。

近藤委員。

○近藤委員 そのような幅も持たせてまずは100名ということですね。分かりました。

○教育長 他いかがでしょうか。

小関委員。

○小関委員 具体的な支給方法ですが、例えば2番などについて、本人あるいは世帯主のどちらに対する支給となるのでしょうか。大学生、短大生、専門学校の生徒となれば20歳未満の学生もいるかと思いますが、どのような形でお金が支払われるのか、お聞きできればと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 口座を開設していただきまして、その口座の方にお振込みをする予定でおります。

○教育長 小関委員。

○小関委員 世帯主ではなく、本人にお支払いをするということですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 本人に振り込みをする予定です。

○教育長 小関委員。

○小関委員 分かりました。

○教育長 足立区育英資金は保証人が2人必要で、1人が保護者で、もう1人がそうでない方、というルールなんです。3番の10万円については既に保証人が入っており、追加での対応となるため、極めて早くできると考えます。他、ございませんか。

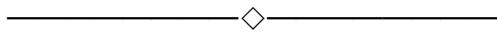
ないようですので、これより第44号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」、第45号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、

原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 それでは日程第3、第46号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第46号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」以上。

○教育長 第46号議案につきましては、事務局幹部職員の人事に関する案件ですので、私から説明をさせていただきます。

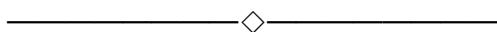
説明資料11ページをご覧ください。発令年月日、令和2年5月15日ですから本日付けで、そこにあります子ども家庭部子ども施設運営課長の望月副参事を子ども家庭部施設調整担当に命じ、空きました子ども施設運営課長に島田副参事を任ずる人事です。島田課長は地域のちから推進部絆づくり担当課長からの転任になります。以上です。何かご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第46号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 その他に何かございますか。

浅井委員。

○浅井委員 学校がこういった状態になって教育委員会事務局もすごく大変な状況だと思うのですが、日々の状況が変わっているのですが、教育委員同士では話合うのですが、教育委員

員の意見を述べる場が少ないなという気がしています。こういう状況だからこそ何かしたいという気持ちもありますので、もう少し意見を述べる機会を作って欲しいなと思います。

○教育長 会議の作り方も検討しなければならないのですが、できればオンラインで議論できるような仕組みを事務局でも考えておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。他、よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第3回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時12分閉会

令和 2 年 第 3 回  
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和 2 年 5 月 1 5 日 金曜日 午後 1 時 0 0 分開議  
会 場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 4 4 号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について…	2
日程第 2 第 4 5 号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について…	7
日程第 3 第 4 6 号議案 【追加】足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について…	1 1

#### 第 4 4 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、  
附則に次の 8 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付）

第 2 条 区長は、大学等で修学する者が新型インフルエンザ等対策特別  
措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コ  
ロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難  
な状態に陥らないようにするため、別表第 1 に掲げる貸付金のほか、  
学資金の貸付を行うものとする。

（追加貸付の資格）

第 3 条 前条の貸付（以下「追加貸付」という。）を受けることができ  
る者は、令和 2 年 5 月 1 8 日において、現に、この条例の規定に基づ  
き大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4 年次及び 5 年次  
に限る。）の学資金の貸付を受け、かつ、追加貸付の申請時において、  
これらの大学等に在学している者でなければならない。

（追加貸付の金額）

第 4 条 追加貸付の金額は、1 0 万円とする。

（追加貸付の申請）

第 5 条 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところによ  
り、区長に申請しなければならない。

2 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受ける者を決定し、申請者に通知する。

(追加貸付に係る償還方法)

第6条 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(追加貸付に係る利息・違約金)

第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例による。

(追加貸付に係る償還金の免除)

第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。

(委任)

第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、緊急支援として追加貸付を行うため、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。



## 第 4 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 5 月 1 5 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p><b>1 改正理由</b> 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、緊急支援として追加貸付を行うため、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照）</b>                  (1) 附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 8 条を加える。                  ・ <b>第 2 条（新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付）</b>                  新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学困難な状態にならないように追加貸付の支援を行う。                  ・ <b>第 3 条（追加貸付の資格）</b>                  大学、専修学校及び高等専門学校（4 年次及び 5 年次）在学中で、現在、足立区育英資金の学資金の貸付を受けている方を追加貸付の対象とする。                  ・ <b>第 4 条（追加貸付の金額）</b>                  追加貸付の金額は、10 万円とする。                  ・ <b>第 5 条（追加貸付の申請）</b>                  追加貸付は、区長あてに申請を行わなければならない。申請受理後、追加貸付を決定して通知を送付する。                  ・ <b>第 6 条（追加貸付に係る償還方法）</b>                  卒業又は退学の 1 年を経過した後、月賦 20 回で償還する。                  ・ <b>第 7 条（追加貸付に係る利息・違約金）</b>                  正当な事由がなく償還がない場合には、利息・違約金が発生する。                  ・ <b>第 8 条（追加貸付に係る償還金の免除）</b>                  大学等を正規の修業年数で卒業した場合、追加貸付額を全額免除とする。                  ・ <b>第 9 条（委任）</b>                  他の必要な事項は別に定める。</p> <p><b>3 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p> <p><b>4 新制度の概要（参考）</b> 別紙資料（P. 10）のとおり</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和31年4月1日から施行する。</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付)</u></p> <p><u>第2条</u> 区長は、大学等で修学する者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。 <u>(追加貸付の資格)</u></p> <p><u>第3条</u> 前条の貸付（以下「追加貸付」という。）を受けることができる者は、令和2年5月18日において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年次及び5年次に限る。）の学資金の貸付を受け、かつ、追加貸付の申請時において、これらの大学等に在学している者でなければならない。 <u>(追加貸付の金額)</u></p> <p><u>第4条</u> 追加貸付の金額は、10万円とする。 <u>(追加貸付の申請)</u></p> <p><u>第5条</u> 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受ける者を決定し、申請者に通知する。 <u>(追加貸付に係る償還方法)</u></p> <p><u>第6条</u> 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退</p>

改正前	改正後
	<p><u>学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(追加貸付に係る利息・違約金)</u></p> <p><u>第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例による。</u></p> <p><u>(追加貸付に係る償還金の免除)</u></p> <p><u>第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

#### 第 4 5 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則  
足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部  
を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「、入学資金については」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区育英資金条例の改正に伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要があるので、規則案を提出いたします。

## 第 4 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 5 月 1 5 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p><b>1 改正理由</b>          新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、緊急支援として追加貸付及び特別貸付（随時）を行うため、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照）</b>          （1）学資金の交付（第6条）              「、入学資金については」の記載を削除する。</p> <p><b>3 施行年月日</b>          この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>4 新制度の概要（参考）</b>          別紙資料（P. 10）のとおり</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p>足立区育英資金条例施行規則 (学資金の交付)</p> <p>第6条 学資金は、奨学生に交付する。</p> <p>2 条例第4条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については大学等（高等専門学校を除く。）に入学したときに行う。ただし、<u>入学資金については</u>、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書（別記第1号の2様式）を区長に提出しなければならない。</p>	<p>足立区育英資金条例施行規則 (学資金の交付)</p> <p>第6条 学資金は、奨学生に交付する。</p> <p>2 条例第4条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については大学等（高等専門学校を除く。）に入学したときに行う。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書（別記第1号の2様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>

## 足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）

## 1 新型コロナウイルス対策 返済猶予

- 対象者 現在、育英資金を償還している社会人約590名のうち、償還猶予を希望する者
- 猶予期間 毎月15日（閉庁日の場合は直近の開庁日）までの受付分について、当月分から令和3年5月分までを償還猶予  
※最大1年間猶予（令和2年6月分～令和3年5月分）
- 償還再開 令和3年6月分から自動的に償還再開
- 申請期間 令和2年5月18日～令和2年12月15日
- 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出

## 2 新型コロナウイルス対策 特別貸付

- 対象者 大学・短大・専門学校の在校生100名
- 貸付対象期間 令和2年4月分～令和3年3月分の修学金  
令和3年度以降も貸付を希望した場合、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続
- 貸付金額 私立大学等54万円 国公立大学等42万円
- 申請期間 令和2年5月18日～令和2年12月15日（100名先着順）
- 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出

## 3 新型コロナウイルス対策 免除条件付緊急貸付

- 対象者 足立区育英資金を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生約100名のうち、追加貸付を希望する者
- 貸付金額 10万円を追加貸付
- 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還免除
- 申請期間 令和2年5月18日～令和2年6月30日
- 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送にて提出

#### 第46号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について  
上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について  
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

#### 記

発令年月日 令和2年5月15日

(課長級)

氏名 島田 裕司

職層名 副参事

発令内容 子ども家庭部子ども施設運営課長を命ずる

(課長級)

氏名 望月 義実

職層名 副参事

発令内容 子ども家庭部副参事(子ども施設調整担当)を命ずる

(提案理由)

教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるため、この案を提出いたします。